

# 岐阜県林業労働力対策実施要領

岐阜県林政部森林経営課

岐阜県林業労働力対策実施要領

	昭和46年 7月 5日林政第 556号	改正	平成 4年 5月27日林政第 228号
改正	昭和47年 4月17日林政第 146号	改正	平成 5年 4月 1日林政第 2号
改正	昭和48年 5月23日林政第 361号	改正	平成 6年 4月 1日森対第 12号
改正	昭和49年 8月29日林政第 677号	改正	平成 6年12月14日森対第 598号
改正	昭和50年11月18日林政第1283号	改正	平成 7年 3月16日森対第 733号
改正	昭和51年 4月20日林政第 106号	改正	平成 7年 4月 3日森対第 1号
改正	昭和51年10月18日林政第 813号	改正	平成 8年 3月13日森対第 1号-3
改正	昭和52年 7月29日林政第 451号	改正	平成 8年 4月 1日森対第 5号
改正	昭和52年11月18日林政第 747号	改正	平成 8年 5月24日森対第 5号-2
改正	昭和53年 6月 1日林政第 262号	改正	平成 8年10月 9日森対第 5号-3
改正	昭和54年 7月 2日林政第 330号	改正	平成 9年 4月 1日森対第 2号
改正	昭和55年 6月 5日林政第 250号	改正	平成 9年 4月 1日森対第 2号-2
改正	昭和56年10月 8日林政第 278号	改正	平成10年12月25日森対第 460号
改正	昭和57年 6月 1日林政第 250号	改正	平成11年 3月31日森対第 460号-2
改正	昭和58年10月11日林政第 223号	改正	平成12年 4月 3日農水第 22号
改正	昭和59年 6月 5日林政第 180号	改正	平成13年 4月 2日農水第 58号
改正	昭和59年 8月 1日林政第 513号	改正	平成13年10月12日農水第 58号-2
改正	昭和60年 6月 1日林政第 178号	改正	平成14年 4月 1日 林第 13号
改正	昭和61年 4月 4日林政第 16号	改正	平成15年 4月 1日 林第 23号
改正	昭和61年 6月18日林政第 198号	改正	平成16年 4月 1日 林第 173号
改正	昭和62年 6月 4日林政第 153号	改正	平成17年 6月 1日 林第 171号
改正	昭和62年 7月20日林政第 265号	改正	平成18年 4月 3日 森第 181号
改正	昭和63年 4月 1日林政第 4号	改正	平成19年 4月 2日 森第 36号
改正	昭和63年 5月18日林政第 138号	改正	平成20年 6月26日 森第 340号

改正	平成元年 6月14日林政第 225号	改正	平成21年 5月18日 森第 216号
改正	平成 2年 4月 2日林政第 1号	改正	平成22年 4月 6日 森第 16号
改正	平成 2年 6月29日林政第 246号	改正	平成24年 4月25日 森第 172号
改正	平成 3年 4月15日林政第 51号	改正	平成27年 3月31日 森第1174号
改正	平成 3年 7月 8日林政第 51号-3	改正	平成27年 6月 1日 森第 216号
改正	平成 4年 4月 2日林政第 4号	改正	平成28年 5月23日 森第 156号
改正	平成29年 5月 9日 惠森第95号	改正	平成30年 3月22日 惠森第813号
改正	平成31年 3月28日 惠森第747号	改正	令和2年 4月 1日 森第44号
改正	令和3年 4月 1日 林第15号	改正	令和4年 4月 1日 森経第60号
改正	令和4年 11月 4日 森経第620号	改正	令和5年 4月10日 森経第34号
改正	令和6年 3月14日 森経第843号	改正	令和7年 3月11日 森経第942号
改正	令和8年 3月19日 森経第1011号		

## 目次

第1章 趣旨 .....	- 5 -
第2章 対策の内容及び報告等 .....	- 6 -
I 林業就業促進総合対策事業 .....	- 6 -
第1 森のしごと普及啓発等事業 .....	- 6 -
第2 ぎふ林業新規担い手支援事業 .....	- 12 -
第3 新規就業者等技術習得支援事業 .....	- 13 -
第4 林業労働力調査事業 .....	- 18 -
II 労働安全衛生対策 .....	- 20 -
第1 林業労働安全衛生総合対策事業 .....	- 20 -
III 各補助事業に係る事務手続き .....	- 25 -
第3章 連絡調整等 .....	- 41 -
第4章 補助金の履行確認 .....	- 41 -
第5章 その他 .....	- 41 -
附則 .....	- 43 -

## 第1章 趣旨

国において令和3年6月に新たに森林・林業基本計画が閣議決定された。新たな森林・林業基本計画は、「持続性」と「成長」の両立を目指し、「新しい林業」などの取り組みを掲げている。

県においては、令和4年度から始まる「第4期岐阜県森林づくり基本計画」において、“清流の国ぎふ”の未来を支える森林づくり“を基本方針に掲げ、施策の柱の一つにある「森林技術者の確保・育成・定着」を総合的・重点的に取り組むこととしている。

また、林業事業者の多くは小規模事業者であり、事業量の計画的・安定的確保による経営規模の拡大が必要となっていることや、伐採作業時のかかり木処理や風雪害木の処理中の事故など、林業における労働災害の発生頻度は他産業に比べて依然として高い状況にある。

このような情勢のもと、国、県及び市町村等が一体となって林業労働に関する諸施策を積極的に講ずることとしており、林業就業促進総合対策事業及び林業労働安全衛生総合対策事業の実施にあたっては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第2章 対策の内容及び報告等

### I 林業就業促進総合対策事業

#### 第1 森のしごと普及啓発等事業

##### 1 目的

「100年先の森林づくり」を担う人材の確保と育成を推進するため、岐阜県の林業を広く知ってもらうための事業を展開する。あわせて、林業における新規就業者の確保と定着を図るため、働きやすい労働環境の整備や改善を進めるとともに、新規事業体に対して経営基盤の強化を支援し、持続可能な林業経営の実現を目指す。

##### 2 事業実施主体

事業実施主体は、岐阜県林業労働力確保支援センターとする。(以下「支援センター」という)

##### 3 事業内容

###### (1) ホームページの維持管理

###### ①事業内容

より多くの人に岐阜県の林業を広く知ってもらうとともに、林業就業に係る情報を一元的に集約し、「森のジョブステーションぎふ」で行う情報発信を効果的に行うための専用ホームページの充実、維持管理を行う。

###### ②補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・専用ホームページの充実、改修、維持管理
- ・動画製作
- ・SNSや動画サイト等による情報発信
- ・専用ホームページへ誘引するための広報
- ・広報大使の任命
- ・その他必要な活動

###### ③事業実施主体への補助率

10/10以内

###### (2) 森のしごとキャンパスプロモーション

###### ①事業の内容

学生等に対して、岐阜県の林業に関するPR活動を行う。

###### ②補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・県内の高校や県内及び近隣県の大学や専門学校等において、学生、教職員、就職支援を行う部門等を対象として実施する岐阜県の林業に関するPR活動
- ・キャンパス向け広告
- ・その他必要な活動

###### ③事業実施主体への補助率

10/10以内

###### (3) 普及啓発事業

###### ①事業内容

林業就業相談を行うことにより、森林・林業の仕事内容を広く知ってもらうとともに、他県との差別化を図るため普及啓発物品等を作成し、相談者数の増加を図る。

また、林業就業相談会とあわせて、職業紹介事業等を行うことにより、県内における林業担い手確保を図る。

## ②補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・森林、林業に係る普及啓発物品や広報等の作成及びその活用
- ・林業就業相談、林業就業ガイダンス等に必要物品の作成、取得及びその活用
- ・林業就業希望者に対する指導、相談対応等（職業紹介事業含む）
- ・森林・林業に係る広報活動
- ・就業相談会（他の機関と連携したものを含む）の開催、参加
- ・就業ガイダンス等における県内林業従事者等の活用
- ・チェーンソー技術PR活動
- ・ぎふ林業甲子園の開催
- ・その他必要な活動

## ③事業実施主体への補助率

10/10以内

## (4) 就業相談会、森のしごとセミナー

### ①事業内容

林業への就業に興味がある方を対象に、就業相談会やセミナーを開催もしくは参加、出展する。

### ②補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・都市部における林業に関するセミナー等の開催
- ・県内の市町村や林業事業体と連携した林業に関するセミナー等の開催
- ・セミナー等へ参加する林業従事者等の謝礼や交通費等
- ・セミナー等におけるワークショップや林業に関する展示等の実施
- ・オンラインによる相談会やセミナー等の開催
- ・オンラインによる相談会やセミナー等を開催するための環境整備及び運用
- ・ハローワーク等関係機関との連携による相談会やセミナー等の開催、参加、出展等

### ③事業実施主体への補助率

10/10以内

## (5) 林業体感・見学セミナー

### ①事業内容

林業に興味がある人、就業を希望する人を対象に、「林業」という仕事への理解を深めることを目的として、受入希望のある林業事業体において、林業の現場見学や林業を体感できるセミナー等を実施する。

### ②補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・就業希望者や林業に興味のある人を対象としたセミナー（現場見学、職場見学等）の開催
- ・セミナーに係る広報、参加希望者の募集等
- ・林業事業体との調整、林業事業体への委託
- ・その他必要な活動

### ③事業実施主体への補助率

10/10以内

## (6) 新規就業者定着支援

安全講習等受講に対する支援

### ①事業内容

労働安全衛生法及び同規則により、雇用主は、労働者にチェーンソーを用いた伐木作業を行わせる際、特別教育を受講させなければならない。また、伐木等機械や走行集材機械等の運転を行う場合にも特別教育等が必要である。さらに、技術を研鑽し、組織の主となって活躍する森林技術者は、各種の主任者技能講習を受講する必要がある。

安全かつ効率的な作業を促進するため、森林技術者が受講する各種講習等の受講経費について助成する。

②補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・助成金の給付を希望する林業事業体を取りまとめ、助成金を交付する。
- ・対象となる講習は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づくもの並びに厚生労働省通知等によるものとする。

③事業実施主体への補助率

10/10以内

(林業事業体への補助率1/2以内)

④事業の実施方法等

- ・助成対象とする講習は次のとおりとする。

[講習等の種類]
<ul style="list-style-type: none"><li>・安全衛生推進者能力向上教育(初任時)</li><li>・造林作業指揮者等安全衛生教育</li><li>・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育</li><li>・伐木等の業務に係る特別教育</li><li>・チェーンソーを用いる伐木等業務従事者に対する安全衛生教育</li><li>・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育</li><li>・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育</li><li>・林業架線作業主任者免許試験</li><li>・林業架線作業主任者能力向上教育</li><li>・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育</li><li>・機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育</li><li>・簡易架線集材装置の運転の業務に係る特別教育</li><li>・ショベルローダー等運転技能講習(1t以上)</li><li>・ショベルローダー等の運転業務に係る特別教育(1t未満)</li><li>・フォークリフト運転技能講習(1t以上)</li><li>・フォークリフトの運転業務に係る特別教育(1t未満)</li><li>・はい作業主任者技能講習</li><li>・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育</li><li>・小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満)</li><li>・小型移動式クレーンの運転の業務に係る特別教育(1t未満)</li><li>・クレーンの玉掛け技能講習(1t以上5t未満)</li><li>・クレーンの玉かけ業務に係る特別教育(1t未満)</li><li>・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習</li><li>・車両系建設機械運転技能講習(機体3t以上)</li><li>・車両系建設機械の運転業務に係る特別教育(機体3t未満)</li><li>・不整地運搬車運転技能講習(1t以上)</li><li>・不整地運搬車の運転業務に係る特別教育(1t未満)</li><li>・高所作業車運転技能講習</li><li>・墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育</li><li>・ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育</li><li>・その他知事が特別に認めるもの</li></ul>

- ・助成金の交付にあたって、事業実施主体は、講習の内容等(内容、日程、金額がわかるもの)の写し及び講習を修了したことがわかる書類(修了証等)の写しをもって確認する。
- ・事業実施主体が指定する日付以前に、対象の森林技術者が退職等した場合は、助成金の交付はしない。

(7) 企業支援

①新規造林保育専門会社等への自立支援金の給付

(ア) 事業内容

新規に造林保育を行う林業事業体（一人親方を除く）を設立した場合、もしくは新規に造林保育を行う部門を事業体内に立ち上げた場合における経営安定化を図るための自立支援金を給付する。

(イ) 補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・自立支援金の給付を希望する林業事業体を取りまとめ、助成金を交付する。

(ウ) 事業実施主体への補助率

10/10以内

(林業事業体への補助率 定額)

(エ) 事業の実施方法等

- ・助成額は、9万円/月とし、6ヶ月間を上限とする（月数未満の日数は切り捨て）。
- ・1事業体あたり1回限り受給できるものとする。
- ・助成対象とする林業事業体の要件等は次のとおりとする。

〔助成対象とする林業事業体（一人親方を除く）の要件〕（以下この表において「林業事業体の要件」という。）
・以下のいずれかに該当する林業事業体であること ①事業内容に造林保育を含む設立して5年以内の林業事業体 ②新たに造林保育を行う部門を立ち上げて5年以内の林業事業体
〔確認方法〕
・助成金の交付にあたって、事業実施主体は、上記「林業事業体の要件」を以下の書類等により確認すること。 ①法人にあつては「登記事項証明書の写し」（上記「林業事業体の要件」の①の法人にあつては事業目的に造林保育が含まれること及び設立して5年以内であることが確認できること、②の法人にあつては事業目的に造林保育が追加されたことが確認できること及び当該事業目的の追加変更がされた変更日が5年以内であることが確認できること） ②法人以外にあつては所得税法第229条に基づく「個人事業の開業・廃業等届出書」（設立して5年以内であることが確認できること。ただし、上記「林業事業体の要件」の①の事業体に限る）及び「規約の写し」（上記「林業事業体の要件」の①の事業体にあつては事業内容に造林保育が含まれることが確認できること、②の事業体にあつては事業内容に造林保育が追加されたことが確認できること及び当該事業内容の追加変更がされた変更日が5年以内であることが確認できること）

②外部講師による造林保育指導費用の支援

(ア) 事業内容

新規に造林保育を行う林業事業体（一人親方を除く）を設立した場合、もしくは新規に造林保育を行う部門を事業体内に立ち上げた場合における人材育成のために、造林保育の外部講師の招へいに要する経費を支援する。

(イ) 補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・助成金の給付を希望する林業事業体を取りまとめ、助成金を交付する。

(ウ) 事業実施主体への補助率

10/10以内

(林業事業体への補助率 定額)

(エ) 事業の実施方法等

- ・助成額は、外部講師1人あたり、1万8千円/日または実際に支払った経費の日額相当分のいずれか低い額を上限とする。

- ・ 1 事業体あたり 40 人日を上限とする。
- ・ 助成対象とする林業事業体及び外部講師の要件等は次のとおりとする。

〔助成対象とする林業事業体（一人親方を除く）の要件〕（以下この表において「林業事業体の要件」という。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のいずれかに該当する林業事業体であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業内容に造林保育を含む設立して 5 年以内の林業事業体</li> <li>② 新たに造林保育を行う部門を立ち上げて 5 年以内の林業事業体</li> </ul> </li> </ul>
〔助成対象とする外部講師の要件〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の全てに該当する外部講師であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 林業の経験年数が 10 年以上の者</li> <li>② 造林作業指揮者等安全衛生教育を修了している者</li> </ul> </li> </ul>
〔確認方法〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成金の交付にあたって、事業実施主体は、上記「林業事業体の要件」及び「外部講師の要件」を以下の書類等により確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人にあつては「登記事項証明書の写し」（上記「林業事業体の要件」の①の法人にあつては事業目的に造林保育が含まれること及び設立して 5 年以内であることが確認できること、②の法人にあつては事業目的に造林保育が追加されたことが確認できること及び当該事業目的の追加変更がされた変更日が 5 年以内であることが確認できること）</li> <li>② 法人以外にあつては所得税法第 229 条に基づく「個人事業の開業・廃業等届出書」（設立して 5 年以内であることが確認できること。ただし、上記「林業事業体の要件」の①の事業体に限る）及び「規約の写し」（上記「林業事業体の要件」の①の事業体にあつては事業内容に造林保育が含まれることが確認できること、②の事業体にあつては事業内容に造林保育が追加されたことが確認できること及び当該事業内容の追加変更がされた変更日が 5 年以内であることが確認できること）</li> <li>③ 外部講師の派遣に要する経費が確認できる書類の写し</li> <li>④ 外部講師の派遣日が確認できる書類の写し</li> <li>⑤ 外部講師の造林作業指揮者等安全衛生教育の修了証の写し</li> <li>⑥ 研修状況のデジタル写真（外部講師と研修受講者が確認できること）</li> </ul> </li> </ul>

#### （8）森林技術者交流会

##### ①交流会開催に係る支援

###### （ア）事業内容

森林技術者の定着を図るため、森林技術者が他の林業事業体の森林技術者と交流する機会を創出し、同業種間で林業特有の悩みや技術相談のできる仲間づくりを支援する森林技術者交流会の開催費を助成する。

###### （イ）補助対象事業

事業実施主体は次の事業を実施することができる。

- ・ 交流会の開催

###### （ウ）事業実施主体への補助率

10/10 以内

#### （9）支援センター運営費に対する支援

##### ①事業内容

（6）から（8）を推進するため、支援センターの運営費を助成する。

##### ②補助対象事業

支援センターが、（6）から（8）を実施するために必要な経費

##### ③事業実施主体への補助率

10/10 以内

#### 4 補助対象経費

県は、予算の範囲内において次の経費を助成する。

区分	内 容
助成金	事業を実施するために必要な林業事業体に対する助成金
謝金	事業を実施するために必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た者に対する経費
旅費	事業を実施するために必要な事業実施主体の経費及び専門家等に支払う経費
報償費	交流会開催におけるファシリテーター等への経費
会場使用料	交流会開催のための会場借りに係る経費
事務等経費	事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、役務費（手数料、印紙代等）、消耗品費、備品費、賃借料、使用料、燃料費、保険料、公租公課、広告費、賃金（支援センター職員、臨時に雇用した者）、共済費、負担金とする。
委託費	本事業の一部を他の者に委託するために必要な経費

なお、通年にわたって支払う経費については、当年度に支払う経費を補助対象経費とする。また、事前払いを要する経費についても同様とする。

#### 5 補助事業に係る事務手続き

以下の「Ⅲ 各補助事業に係る事務手続き」に定めるとおりとする。

#### 6 助成金の給付を希望する林業事業体

##### (1) 助成対象となる事業体

- ①事業内容（6）、（7）に係る助成を受ける林業事業体は、県が実施する林業労働力調査に前年度実績の報告を行っており、かつ現在も森林整備事業等を継続して実施している事業体とする。
- ②ただし、林業労働力調査への報告実績がない林業事業体であっても、第4号様式による誓約書の提出があれば助成対象に含めるものとする。
- ③事業内容（7）については、一人親方は助成対象としない。
- ④また、各メニューにおいて、他の事業により同一内容での助成金を受領している林業事業体は助成対象としない。

##### (2) 林業労働力調査への報告実績の確認方法

- ①事業実施主体の長は、助成金の交付を希望する林業事業体を取りまとめ、交付前に第3号様式により林政部長へ報告実績の有無について確認を行うものとする。
- ②助成金を受ける林業事業体が林業労働力調査への報告実績を有しない場合は、事業実施主体の長は当該事業体から第4号様式による「林業労働力調査に協力する旨の誓約書」を取得するものとする。

#### 7 事業の実施方法

林業事業体への指導等は、農林事務所と連携して実施するものとする。

## 第2 ぎふ林業新規担い手支援事業

### 1 目的

森林技術者の確保・育成・定着を推進するため、岐阜県林業労働力確保支援センターの機能の強化を図るとともに、林業への就業相談や新規就業者の確保から技術修得のための研修等の事業を円滑に実施するなどの支援対策を推進する。

### 2 事業実施主体

事業実施主体は、岐阜県林業労働力確保支援センターとする。(以下「支援センター」という)

### 3 事業内容

#### (1) 運営費支援

##### ①支援センターに対する支援

##### (ア) 事業内容

林業担い手の確保と育成を推進するため、支援センターの機能の強化を図るとともに、林業への就業相談や新規就業者の確保から技術修得のための研修等の事業を円滑に実施するため、支援センターの運営費を助成する。

##### (イ) 補助対象事業

支援センターが、林業労働力の確保と育成のための事業等を実施するために必要な経費

##### (ウ) 事業実施主体への補助率

10/10以内

### 4 補助対象経費

県は、予算の範囲内において次の経費を助成する。

区分	内 容
謝金	事業を実施するために必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た者に対する経費
旅費	事業を実施するために必要な事業実施主体の経費及び専門家等に支払う経費
備品	事業を実施するために必要な備品の購入に対する経費
事務等経費	事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、役務費（手数料、印紙代等）、消耗品費、受講料（*）、賃借料、使用料、燃料費、保険料、公租公課、広告費、賃金（支援センター職員、臨時的に雇用した者）、共済費、修繕費とする。
委託費	本事業の一部を他の者に委託するために必要な経費
負担金	事業を実施するために必要な会議、協議会等に支払うための経費
法人会計負担	法人の運営にかかる経費

\*受講料は、支援センター職員及び業務に従事する者が研修等を受講した場合の費用とする。

なお、通年にわたって支払う経費については、当年度に支払う経費を補助対象経費とする。また、事前払いを要する経費についても同様とする。

### 5 補助事業に係る事務手続き

以下の「Ⅲ 各補助事業に係る事務手続き」に定めるとおりとする。

### 第3 新規就業者等技術習得支援事業

#### 1 事業目的

林業全般に関する基本的な知識・技術や森林整備・木材生産に必要な専門的知識・技術を修得するため、林業事業体が実施するOJT研修に対し支援して、就業後の新規就業者が早期に即戦力となる人材を育成・定着する仕組みを構築することで、林業事業体の雇用促進と林業労働力の安定確保を図る。

#### 2 事業実施主体

事業実施主体は、一般社団法人岐阜県森林施業協会とする。

#### 3 事業内容

事業実施主体は、森林整備及び木材生産の即戦力となる人材を育成するためのOJT研修を実施する県内の林業事業体等と綿密に連絡調整を行い、研修内容に応じた専門的知識を有した指導員の派遣及び研修現場の確認等、効果的な研修の運営及び安全な研修の実施が図られるよう努めるものとする。

#### 4 研修内容

- (1) 研修内容は、次のとおりとし、研修生1人につき次の研修を受講することができる。
- ①技術習得研修1  
森林整備や木材生産に関する技術・技能の基本と安全を修得させるための研修
  - ②技術習得研修2  
森林整備や木材生産に関する技術・技能の定着と向上を修得させるための研修
  - ③技術習得研修3  
森林整備や木材生産に関する技術・技能の自律と効率を修得させるための研修
- (2) 上記研修の他、研修生、指導員は年に1回、一ヶ所に集まり集合研修を行うこと。
- (3) 研修期間中、指導員は、研修日報（別途、事業実施主体が定める）、研修生は、研修日誌（別途、事業実施主体が定める）を毎日記録したものを事業実施主体へ提出すること。
- (4) 研修期間中、研修生は研修区分ごとに下記に定められた安全講習等を受講し資格等を取得すること。また、取得した資格等の証明書については、写しを事業実施主体へ提出すること。
- なお、研修期間中に当該研修区分において必要な安全講習等を受講せず、資格等未取得しなかった場合は、当該研修に係る助成は行わないものとする。

研修区分	安全講習名称
技術習得研修1	・普通救命講習 ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 ・伐木等の業務に係る特別教育 ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習
技術習得研修2	・走行集材機械の運転業務特別教育 ・機械集材装置運転業務特別教育 ・不整地運搬車運転技能講習 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育
技術習得研修3	・簡易架線集材装置等の運転業務特別教育 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育

#### 5 研修の事業体の要件

- (1) 研修を実施する事業体は、次の要件をすべて満たす者とする。
- ①造林、保育、伐採等の森林施業を行う事業体又はその組織する団体（以下、「林業事業体等」

という。) であること

- ②研修に必要な事業地、機材等の確保ができる林業事業体等であること
- ③別表3に定める資格等を満たす指導員の確保ができる林業事業体等であること
- ④県が実施する林業労働力調査への報告実績がある林業事業体等であること

(2) 上記林業労働力調査への報告実績の確認については次のとおりとする。

- ①事業実施主体の長は、助成を希望する林業事業体等を取りまとめ、助成金を交付する前に、林業労働力調査に関する照会（第2号様式）により、林政部長へ林業労働力調査への報告実績の有無を確認するものとする。
- ②上記の調査に報告実績がない場合は、事業実施主体の長は、林業労働力調査に協力することの誓約書（第3号様式）を林業事業体等に提出させるものとする。

## 6 指導員の要件

(1) 指導員は、次の要件をすべて満たしていること。

- ①作業に必要な資格等を有していること。
- ②別表3に掲げる者。

## 7 研修生の要件

(1) 研修生は、次の要件を満たす者とする。

### ①技術習得研修1

- ・年齢が18歳以上の者
- ・対象となる林業事業体等に所属し、林業に本格就業した新規就業者（新規就業3年未満に限る。ただし、新規就業が18歳未満の者は、18歳到達年度の翌年度から数えて3年未満とする。）
- ・林業就業に十分な健康状態の者
- ・使用する林業機械に関する特別教育あるいは技能講習を修了した者又は、研修中に修了予定の者
- ・本研修終了後も林業就業に対する意思が明確な者

### ②技術習得研修2

- ・対象となる林業事業体等に所属し、技術習得研修1を修了した者
- ・使用する林業機械に関する特別教育あるいは技能講習を修了した者又は、研修中に修了予定の者
- ・本研修終了後も林業就業に対する意思が明確な者

### ③技術習得研修3

- ・対象となる林業事業体等に所属し、技術習得研修2を修了した者
- ・使用する林業機械に関する特別教育あるいは技能講習を修了した者又は、研修中に修了予定の者
- ・本研修終了後も林業就業に対する意思が明確な者

(2) 林業事業体等の研修実施期間中に、研修生が離脱（本人の意思によるもの又は怪我等によって復帰できないもの）・退職した場合は、当該研修に係る助成を行わない。

## 8 研修日数

(1) 本事業の補助対象となる研修生1人当たりの研修日数は、次の研修区分においてそれぞれ60日を下限とし、研修全体で120日を上限とする。

研修区分	技術習得研修1
	技術習得研修2
	技術習得研修3

- (2) 各研修区分における作業種は次のとおりとし、その内容は別表1に定めるとおりとする。
- ①技術習得研修1「森林整備、木材生産、その他」、「森林整備、その他」、「木材生産、その他」
  - ②技術習得研修2「森林整備、木材生産、その他」、「森林整備、その他」、「木材生産、その他」
  - ③技術習得研修3「森林整備、木材生産、その他」、「森林整備、その他」、「木材生産、その他」

- (3) 本事業を実施する林業事業体等は、事前に事業実施主体へ研修の計画書を提出し、承認を受けなければならない。また、研修の進捗状況について、研修日数等を記載した報告書を毎月、事業実施主体へ提出するものとする。

事業実施主体は、提出された報告に基づき進捗状況を随時把握・管理するとともに、2か月ごとの進捗確認時点において、当該時点までに計画している研修日数に対し、次に定める割合を下回っている林業事業体等に対し、研修の実施状況やその要因を確認した上で、必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、天候不良、災害その他やむを得ない事業により計画通り研修を実施できなかったと認められる場合は、その事情を踏まえた対応とする。

- ①6月及び7月：70%
- ②8月及び9月：80%
- ③10月及び11月90%

- (4) 研修を終えて、研修日数が下限の60日を下回った場合は、助成を行わない。

## 9 派遣指導員及び現地確認について

- (1) 事業実施主体は、研修現場に専門的知識を有した指導員を派遣し、指導員や研修生に指導を行う。
- (2) 事業実施主体は、研修の現場確認を行うこと。
- (3) 上記1、2について、研修の事業体ごとに1回以上は行うこと。

## 10 報告事項

研修中に起きた事件や事故等は、速やかに県へ報告すること。

### 11 改善措置通知の発出基準

本事業を活用する林業事業体等に対し、事業実施主体から改善措置を通知する場合の基準は、別表5のとおりとする。

### 12 研修停止等の基準

改善措置の通知を受けた林業事業体等に対し、別表5に基づき研修を停止させるとともに、内容に応じ翌年度以降の本事業に係る助成を行わない。なお、本事業を再開するにあたり、法令遵守・安全確保に対しての今後の再発防止対策について事業実施主体の承認を受けなければならない。

### 13 補助対象経費

知事は、予算の範囲内において、別表2に掲げる経費について助成するものとする。

なお、事業実施主体は、本事業に係る経費を他の業務の経費と区分して経理するため、特別の勘定を設けるなど会計経理を明確に行うものとする。

### 14 補助事業に係る事務手続き

以下の「Ⅲ 各補助事業に係る事務手続き」に定めるとおりとする。

別表 1

技術習得研修 作業種別研修日数表

作業種区分		上限日数	内容
森林整備	造林・育林技術	定めず	地拵、植付、下刈、除伐等の技術・技能の修得
	間伐（搬出を伴わない）	定めず	間伐木の選木、伐採の技術・技能の修得
木材生産	伐木・造材	定めず	伐採木の選木、伐木、造材（枝払い・玉切り）の技術・技能の修得
	集材・搬出	定めず	集材、搬出及びびはい作業等の技術・技能の修得
その他（※）	森林土木	定めず	作業歩道、作業路（道）の開設及び補修等の技術・技能の修得
	森林調査	10	コンパスによる周囲測量、樹高・胸高直径等の測樹及び林分調査、立木評価技術の修得
	基礎知識	10	安全講習、機械点検・操作、器具修理、関係法令、森林・林業の基礎知識等の修得

別表 2

新規就業者等技術習得支援事業の補助対象経費

対象経費	経費の内容	
助成金	指導員謝金	林業事業体等が研修実施のために配置した指導員について、別表 3 で定める額を補助対象とする。 ただし、研修生 1 人につき指導員は 1 人までの補助対象とする。
	機械借上料	林業事業体等が本事業の実施のために使用した高性能林業機械等の借上料（燃料代含む）として、別表 4 に定める機械毎の 1 日当たりの額を補助対象とする。
事務費等	報償費	事業を実施するために必要な専門的知識の提供又は指導等について協力を得た者に対する報償とする。
	旅費	事業を実施するために必要な事業実施主体の旅費及び専門家等に支払う旅費とする。
	事務経費	事業実施主体が事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、役務費（手数料、印紙代等）、借上料、賃借料、消耗品費、賃金（事業実施主体職員、臨時的に雇用した者）、共済費、租税公課とする。

ただし、機械借上料は指導員謝金の 3 分の 2 までの額とする。

別表 3

新規就業者等技術習得支援事業の指導員の資格及び謝金の額

	指導員
資格等	指導員は、次の基準を満たす者とする <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の安全及び作業の管理、教育等の業務に 3 年以上の経験のある者であつて、指導内容に応じた特別教育あるいは技能講習の修了している者</li> <li>・林業技能検定 1 級、岐阜県林業士（育林又は素材生産）、岐阜県林業士長、フォレストリーダー、フォレストマネジャーのいずれかの資格を有する者（令和 12 年度からの必要資格）</li> </ul>
日額	18,000 円以内

## 別表 4

## 高性能林業機械等借上料表

No.	機 種	1日当たりの借上げ <sup>※</sup>	備 考
1	チェーンソー	600円以内	
2	刈払機	400 "	
3	トラクタ (スキッド)	13,800 "	
4	林内作業車	9,700 "	
5	フォワーダ	18,100 "	
6	ハーベスタ	43,700 "	
7	タワーヤーダ	30,600 "	
8	スイングヤーダ (A)	11,100 "	ベースマシン 0.2m <sup>3</sup>
9	スイングヤーダ (B)	19,600 "	ベースマシン 0.45m <sup>3</sup>
10	プロセッサ	38,000 "	
11	クレーン付トラック 4 t	10,100 "	
12	クレーン付トラック 7 t	12,200 "	
13	クレーン付トラック 10 t	13,400 "	
14	グラップル付トラック 4 t	10,200 "	
15	グラップル付トラック 6 t	13,400 "	
16	グラップル付トラック 10 t	18,200 "	
17	バックホー 0.2m <sup>3</sup>	11,100 "	
18	バックホー 0.45m <sup>3</sup>	19,600 "	
19	バックホー 0.6m <sup>3</sup>	27,800 "	
20	バックホー 0.75m <sup>3</sup>	34,000 "	
21	バックホー 1.0m <sup>3</sup>	43,200 "	
22	クローラローダ 0.4	8,600 "	
23	クローラローダ 0.8-1.0	13,500 "	
24	クローラローダ 1.4-1.6	24,300 "	
25	ホイールローダ 0.8	9,800 "	
26	ホイールローダ 1.2	13,600 "	
27	ホイールローダ 1.5-1.7	18,900 "	
28	人員輸送車	1,300 "	
29	グラップルウィンチ付0.15m <sup>3</sup>	10,100 "	
30	グラップルウィンチ付0.25m <sup>3</sup>	15,200 "	
31	グラップルウィンチ付0.45m <sup>3</sup>	18,900 "	
32	グラップルウィンチなし0.25m <sup>3</sup>	13,000 "	
33	グラップルウィンチなし0.45m <sup>3</sup>	16,000 "	

別表 5

改善措置通知の発出基準及び研修停止の基準

区 分	改善措置通知の発出基準	研修停止の基準	研修停止に伴う翌年度以降の助成	助成金支払の有無
法令・規程等の遵守	関係法令・規程等に対する違反が確認された場合（虚偽報告及び報告怠った場合を含む（注1））	左記内容の改善措置通知を1回受けた場合	研修を即時停止するとともに、翌年度以降3年間において、当該事業体への助成を行わない	助成金支払「無」
研修の安全確保	研修中に下記の労働災害が発生した場合 ・死亡災害 ・労働安全衛生規則の規定内容を怠った（注2）災害 ・不適切な作業（注3）による災害	左記内容の改善措置通知を1回受けた場合	研修を即時停止するとともに、翌年度以降3年間において、当該事業体への助成を行わない	助成金支払「無」
	研修中に労働災害が発生し、被災者が4日以上休業した場合	改善措置通知を3回受けた場合とし、回数は当該林業事業体等が改善措置通知を受けた初年度を起点として、数えるものとする（注4）	研修停止を受けた林業事業体等への翌年度における当該事業体への助成を行わない	助成金支払「無」

注1) 研修中に起きた事件や事故等について報告せず、後日、事件や事故等が判明した場合は、当該年度の助成金交付決定の取り消し又は返還を求めるとともに、発覚した年度の翌年度以降3年間において、当該事業体への助成を行わない。

注2) 「労働安全衛生規則の規定内容を怠った」とは、防護衣の着用、適切なかかり木処理、適切な受け口処理及び伐倒時の立入制限を怠ったなどの場合とし、休業日数に関係なく改善措置通知を発出する。

注3) 「不適切な作業」とは、かかり木処理における元玉切り等、法令以外のガイドライン等で定める危険が生じる作業とし、休業日数に関係なく改善措置通知を発出する。

注4) 改善措置通知の効力は5年間とし、研修停止により過去の通知の効力は消滅するものとする。

## 第4 林業労働力調査事業

### 1 調査目的

県内で林業に従事する林業事業者及び森林技術者の実態を調査し、今後における森林技術者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保、林業事業者の近代化等、森林技術者の安定確保と林業事業者の育成強化に資することを目的とする。

### 2 調査主体

県

### 3 調査対象

県内で林業（造林、保育、伐木、造材、集材、作業道等の作設・補修）に従事する林業事業者及び森林技術者を対象とする。

#### (1) 林業事業者

(2) の森林技術者を1人以上雇用した林業事業者を対象とする。

#### (2) 森林技術者

過去1年間に30日以上、林業に従事した者を対象とする。

ア 雇用労働者（林業事業体に雇用された者）

イ 自営業主（自己所有山林で作業し、林業で生計を立てている者）

ウ 一人親方（労働者を雇用しないで、林業の作業を他から請け負う者）

エ 家族従事者（自営業主又は一人親方の行う林業の作業に雇用されることなく従事する者）

### 4 調査基準日及び調査対象期間

調査基準日は前年度終了日（3月31日）とし、調査対象期間は、前年度（4月1日から3月31日まで）とする。

### 5 調査方法

(1) 市町村等の林業関係者と密接な連携を保ち、調査漏れのないように調査対象者を把握する。

(2) (1) により把握された林業事業者には「林業事業者調査表」を、森林技術者には「林業労働力調査表」を配布し、回収に努めるものとする。

(3) 調査表の作成にあたっては、森林技術者本人もしくは本人の同意を得て作成するものとする。

### 6 その他留意事項

#### (1) 林業労働力調査データの適正な管理について

林業労働力調査データには個人情報が含まれているため、データの管理にあたっては次の事項を遵守し、個人情報の適正な管理に努めること。

ア 調査表を配付する際は、配付先及び配付する内容に誤りはないか充分確認した上で配付すること。

イ 聞き取り調査を行う場合など調査表を事務所の外に持ち出す場合は、持ち出し先での紛失（盗難や置き忘れ）が生じないように手元から離さないなど細心の注意を払うこと。

ウ 個人情報を記録した外部記録媒体（FD、MO等）や帳票等は、個人情報の漏洩を防止するため、金庫や鍵付き書庫で保管すること。

エ 不要となった外部記録媒体や帳票等は、内容を消去、破壊（紙媒体であればシュレッダー等を利用して破棄）するなど個人情報が漏洩しないよう適切な措置を行うこと。

#### (2) 情報セキュリティ事故発生時の対応について

情報セキュリティ事故（林業労働力調査では個人情報の漏洩）が発生またはその疑いや恐れがある等の報告・苦情等を受けた場合は、即座に森林経営課へ連絡すること。（詳細は「岐阜県情報セキュリティ事故対応マニュアル」参照のこと。）

＜林業労働力調査における情報セキュリティ事故対応体制＞  
農林事務所 → 森林経営課 → 情報システム課

## Ⅱ 労働安全衛生対策

### 第1 林業労働安全衛生総合対策事業

#### 1 目的

林業における労働災害については、作業現場での安全指導等により発生件数、頻度とも漸減しているが、発生頻度は他産業に比べなお高い状況にあり、今後、林業労働力を安定的に確保する観点からも、安全で快適な職場づくりを推進する必要がある。また、林業労働災害は、特に伐木造材作業及び集材作業で多く発生し、発生件数頻度が高い。

このような状況を踏まえ、労働安全管理及び安全意識の向上のため、安全管理手法を実践的に指導するための専門家を養成し、労働安全衛生の推進を図る。

#### 2 事業区分及び実施主体

本事業は、次の事業区分及び実施主体により実施するものとする。

事業区分		実施主体
区分	細分	
(1) 林業労働災害防止緊急支援事業	かかり木処理現地実技研修会の実施	県
(2) 労働安全衛生管理体制整備事業	巡回指導の活動	林業・木材製造業労働災害防止協会（以下、林災協という。）岐阜県支部

#### 3 事業の実施

##### (1) 林業労働災害防止緊急支援事業

かかり木処理現地実技研修会の実施

知事は、林業労働災害の中で多くの割合を占めるかかり木処理について、災害を未然に防止するため、林業事業体の事業主、雇用管理者及び現場作業員等を対象としたかかり木処理現地実技研修会を実施するものとする。

なお、研修会の講師については、安全管理指導専門家等を積極的に活用するものとする。

##### (2) 労働安全衛生管理体制整備事業

巡回指導の活動

ア 実施計画の作成

林災協岐阜県支部の長（以下「林災協支部長」という。）は、安全巡回指導の活動の実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

イ 安全巡回指導の実施

(ア) 安全巡回指導対象作業

安全巡回指導は、重大災害の発生頻度の高い伐木造材作業、集運材作業について重点的に実施するものとする。

なお、地域における林業生産活動の実態を勘案し、製材作業についても実施することができるものとする。

(イ) 安全巡回指導実施事業場の選定

伐木造材作業、集運材作業における労働災害の発生状況を勘案し、安全対策を推進する上で安全巡回指導が必要と認められる事業場の中から選定するものとする。

(ウ) 安全巡回指導班の編成

林災協支部長は、原則として安全管理指導専門家、安全衛生指導員等による複数の班を編成して、安全巡回指導を実施するものとする。

また、安全巡回指導をより適切に実施するため、実施事業場の管理監督の立場にある者の立会を求めて実施するものとする。

(エ) 安全巡回指導の回数

実施を計画した事業場ごとに年1回実施することを原則とし、必要により2回以上実施することができるものとする。

(オ) 安全巡回指導の方法

安全管理指導専門家、安全衛生指導員等は、林災協支部長が、事業場ごとの重点指導事項を定める別表1「安全巡回点検・指導（報告）表」、別表2「指導作業及び指導項目の区分」及び「林業・木材製造業労働災害防止規程（平成27年7月27日厚生労働大臣認可）」に基づいて、各作業現場における安全管理体制、施設、機械・器具及び作業動作等について効果的な安全巡回指導を実施するとともに、その結果を記録するものとする。

(カ) 改善措置

安全管理指導専門家、安全衛生指導員等は、安全巡回指導の結果、不安全状態及び不安全行動があると認められる場合は、直ちにこれを是正するよう適切な指導を行うとともに、その内容を「安全巡回点検・指導（報告）表」に記録するものとする。

(キ) 安全巡回指導の結果報告

安全管理指導専門家、安全衛生指導員等は、安全巡回指導を行ったにもかかわらず安全巡回指導終了後において、なお著しい不安全状態及び不安全行動があると認められる場合には、その改善措置等についての意見を付して「安全巡回点検・指導（報告）表」を林災協支部長に提出するものとする。

(ク) 改善意見の通知

林災協支部長は、安全管理指導専門家、安全衛生指導員等からの報告に基づき、改善措置が必要と認められる事業場に対して、文書をもって改善意見を通知するものとする。

(ケ) 安全衛生指導員の養成研修

林災協支部長は、安全巡回指導を行う安全衛生指導員に対し、労働安全衛生に関する各種法令等の知識や、より効果的な指導を行うためのスキル等の習得を図るための研修を実施するものとする。

#### 4 補助対象経費

県は、2に規定する労働安全衛生管理体制整備事業に係る次の経費について、予算の範囲内において助成する。

区分	内容
謝金	事業を実施するために協力を得た安全管理専門家、安全衛生指導員等に対する経費
旅費	事業を実施するために必要な事業実施主体の経費及び安全管理専門家、安全衛生指導員等に支払う経費
事務等経費	事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、役務費（手数料等）、消耗品費、使用料、賃金（事業実施主体職員、臨時的に雇用した者）共済費とする。

#### 5 補助事業に係る事務手続き

以下の「Ⅲ 各補助事業に係る事務手続き」に定めるとおりとする。

別表 1

安全巡回点検・指導（報告）表

No.	指導年月日		安全巡回指導者 氏名（所属等）	
	地域別			
	指導事業場			指導作業
事業主氏名			労働者数	人
指導項目	不安全事故等	指導内容		改善指導事項

別表 2

## 指導作業及び指導項目の区分

指導作業	指導項目
1 共通	a 安全衛生管理体制の整備 b 安全衛生教育等の実施 c 健康管理等 d 就業制限業務等
2 造林作業 (地拵、植付、下刈等)	a 共通 (a) 保護帽等の着用 (b) 指差し呼称の励行 b チェーンソーの取扱い c 刈払機の取扱い等 d 手工具類等
3 木材伐出作業 (1) 伐木造材作業	a 共通 (a) 保護具の着用等 (b) 点検・整備 (c) 指差し呼称の励行 (d) 退避 (e) 合図 b 手工具 (a) 手工具の整備 (b) 作業姿勢 c チェーンソーの取扱い等 (a) チェーンソーの取扱い (b) 伐倒作業 (c) 枝払い作業 (d) 玉切り作業 d 高性能林業機械等 (a) 共通 (b) 走行路及び走行 (c) 作業場所 (d) 作業機及び車両の旋回 (e) 伐倒作業 (フェラーバンチャー・ハーベスタ) (f) 枝払い、玉切り (ハーベスタ・プロセッサ)
(2) 集運材作業 ① 集材機集材作業	a 共通 b 集材機 (a) 据え付け等 (b) 支柱・控索等 (c) ガイドブロック等 (d) 主索・作業索 (e) 集材作業 A荷掛け作業 B盤台・荷卸し作業

指導作業	指導項目
	c タワーヤード (a) 据え付け等 (b) 架設等 (c) 支柱・控索等 (d) ガイドブロック (e) 集材作業 A荷掛け作業 B搬器走行 C荷卸し作業
② 林内作業車等集運材作業	a 共通 (a) 保護具等の着用等 (b) 点検・整備 (c) 指差し呼称の励行 (d) 退避 (e) 合図 b 走行路及び走行 c 引き寄せ d 積込み e 荷卸し
4 はい作業	a 共通 b 手工具等 c フォークリフト作業 (a) 運転 (b) 作業
5 製材作業	a 共通 (a) 安全衛生教育 (b) 能力向上教育 (c) 鋸屑等処理 (d) 道具等 (e) 点検・整備 (f) 保護具等 (g) 注意標識 b 木材加工 (a) 丸のこ盤作業 (b) 帯のこ盤作業 (c) 自動送材車付き帯のこ盤作業 (d) 搬送装置 (e) 手押しカンナ盤作業 (f) 面取り盤作業 (g) ルーター作業 (h) リングバーカ作業

- (注) 1 安全指導(報告)表は、指導作業毎に別葉とする。  
 2 指導作業の4「はい作業」は、5の「製材作業」にも適用する。

### Ⅲ 各補助事業に係る事務手続き

各補助事業に係る事務手続きは、次のとおりとする。

#### 1 実施計画書の提出

事業実施主体の長は、事業を実施する場合には、各事業の事業計画書（実施要領第1号様式）を作成し、林政部長へ提出するものとする。

#### 2 事業の内示

林政部長は、事業計画書の内容を審査して補助金額を決定し、事業実施主体の長に通知する。

#### 3 補助金の交付申請書

事業実施主体の長は、事業の内示を受けたときは、規則第4条に基づく補助金交付申請書（要綱第1号様式）及び収支予算書（要綱第2号様式）並びに第7の（1）に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

#### 4 補助金の交付決定

知事は、補助金交付申請書の内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付決定通知を事業実施主体の長に通知するものとする。

#### 5 実績報告書の提出

- （1）事業実施主体の長は、事業終了後、規則第13条に基づく実績報告書（要綱第7号様式）及び、収支決算書（要綱第10号様式）並びに第7の（2）に定める書類を添えて知事に提出するものとする。
- （2）知事は、実績報告書の提出を受けたときは、第4章に基づき事業内容の確認を行うものとする。

#### 6 補助金額の確定

知事は、第4章に基づく確認の結果、事業内容が適当であると認めるときは、規則第14条に規定する額の確定を行うとともに、補助金額の確定通知を事業実施主体の長に通知するものとする。

#### 7 補助金交付申請書等の添付書類

- （1）要綱第4条に定める交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。
  - ①事業計画書（実施要領第1号様式）
- （2）各補助事業の交付申請書に追加する添付資料は、次のとおりとする。

第3 新規就業者等技術習得支援事業

  - ①事業計画書の附表
    - 1) 事業実施事業体別整理表
    - 2) 研修内容別研修日数等整理表
    - 3) 研修生名簿
    - 4) 指導者リスト
    - 5) 所有している資格等の写し
  - ②収支予算書の附表
    - 1) OJT研修計画書
    - 2) 事務経費
- （3）要綱第8条に定める実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。
  - ① 事業実績書（実施要領第2号様式）
- （4）各補助事業の実績報告書に追加する添付書類は、次のとおりとする。

第1 森のしごと普及啓発等事業

  - ① 業務委託する場合は業務委託契約書の写し
  - ② 支出内容が確認できる証拠書類の写し

- ③ セミナー等の事業内容が分かるもの及びその写真
  - ④ 各支援事業の内容が分かる資料
- 第2 ぎふ林業新規担い手支援事業
- ① 支出内容が確認できる証拠書類の写し
- 第3 新規就業者等技術習得支援事業
- ① 事業実績書の附表
    - 1) 事業実施事業体別整理表
    - 2) 研修内容別研修日数等整理表
    - 3) 研修生名簿
    - 4) 指導者リスト
    - 5) 取得した資格等の写し
  - ② 収支決算書の附表
    - 1) OJT研修実績
    - 2) 事務経費
- 第4 林業労働安全衛生総合対策事業
- ① 支出内容が確認できる証拠書類の写し

[第1 森のしごと普及啓発等事業関係]  
 (第1号様式)

年 月 日

年度森のしごと普及啓発等事業計画書

1 事業計画

事業区分	計画の内容	経費
1 ホームページの維持管理		
2 森のしごとキャンパスプロモーション		
3 普及啓発事業		
4 就業相談会、森のしごとセミナー		
5 林業体感・見学セミナー		
6 新規就業者定着支援		
7 企業支援		
8 森林技術者交流会		
9 事務経費		
計		

2 収支予算書

(1) 収入

区分	経費	備考
補助金		

(2) 支出

区分	経費	備考
事業費		

(3) 事業完了予定年月日

年 月 日

[第1 森のしごと普及啓発等事業関係]  
 (第2号様式)

年 月 日

年度森のしごと普及啓発等事業実績書

1 事業実績

事業区分	実施内容	経費
メニュー		
1 ホームページの維持管理		
2 森のしごとキャンパスプロモーション		
3 普及啓発事業		
4 就業相談会、森のしごとセミナー		
5 林業体感・見学セミナー		
6 新規就業者定着支援		
7 企業支援		
8 森林技術者交流会		
9 事務経費		
計		

2 支出決算書

(1) 収入

区分	経費	備考
補助金		

(2) 支出

区分	経費	備考
事業費		

3 事業完了年月日

年 月 日

[第1 森のしごと普及啓発等事業関係]  
(第3号様式)

年 月 日

林業労働力調査に関する照会  
( 年度森のしごと普及啓発等事業関係)

岐阜県林政部長 様  
(森林経営課)

住所  
氏名

標記のことについて、事業を実施するにあたり、下記の事業者が林業労働力調査への報告実績があるか照会します。

記

1 事業者名

事業者名	助成する区分及びメニュー	備考

[第1 森のしごと普及啓発等事業関係]  
(第4号様式)

年 月 日

林業労働力調査に対する協力の誓約書  
( 年度森のしごと普及啓発等事業関係)

事業実施主体の長 様

住所  
氏名

標記の件について、 年度の助成金を受けるにあたり、県が実施する林業労働力調査に協力することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

発行責任者：

連絡先：

[第2 ぎふ林業新規担い手支援事業関係]  
(第1号様式)

年 月 日

年度ぎふ林業新規担い手支援事業計画書

岐阜県林政部長 様

住所  
氏名

1 事業計画

事業区分	実施計画	備考

2 収支予算書

(1) 収入

区分	経費	備考

(2) 支出

区分	経費	備考

(3) 事業完了予定年月日

年 月 日

[第2 ぎふ林業新規担い手支援事業関係]  
(第2号様式)

年 月 日

年度ぎふ林業新規担い手支援事業実績書

1 事業実績

事業区分	実施内容	備考

2 収支決算書

(1) 収入

区分	経費	備考

(2) 支出

区分	経費	備考

(3) 事業完了年月日

年 月 日

[第3 新規就業者等技術習得支援事業関係]  
 (第1号様式)

1 年度 新規就業者等技術習得支援事業計画書 (実績書)

(1) 技術習得研修1

事業体数	研修生数	研修日数	備考

(2) 技術習得研修2

事業体数	研修生数	研修日数	備考

(3) 技術習得研修3

事業体数	研修生数	研修日数	備考

2 年度 新規就業者等技術習得支援事業収支予算書 (決算書)

(1) 収入

(単位:円)

区分	経費	備考
計		

(2) 支出

(単位:円)

区分	経費	備考
計		

[第3 新規就業者等技術習得支援事業関係]  
(事業計画書(実績書)の附表)

1) 事業実施事業体別整理表(計画書・実績書)

No	事業体名	住所	電話番号	研修生数	指導者数	適用
				技1-○人 技2-○人 技3-○人		
計						

注) 研修生数欄の区分は(技1:技術習得研修1、技2:技術習得研修2、技3:技術習得研修3)を示す

2) 研修内容別研修日数等整理表(計画書・実績書)

事業体名							
研修区分							
研修生数							
指導員数							
研修日数		研修日数	補助対象日数	研修日数	補助対象日数	研修日数	補助対象日数
森林整備							
	計						
木材生産							
	計						
その他							
	計						
合計							
指導員の指導日数							

注1 研修区分欄には技術習得研修1、技術習得研修2、技術習得研修3毎に記載し、別表1に準じて研修内容別に研修日数を記載すること。

3) 研修生名簿 (計画書・実績書)

区分	氏名	事業体名	採用 年月日	研修 開始日	研修 日数	備考
技術習得研 修 1						
技術習得研 修 2						
技術習得研 修 3						

注) 研修生が事業実施事業体を離職した場合は、離職年月日を備考欄に記載すること。

4) 指導者リスト (計画書・実績書)

氏名	事業体名	役職	林業就業 経験年数	指導 日数	備考

注) 特別教育修了証や資格証等の写しを添付すること。

[第3 新規就業者等技術習得支援事業関係]  
(収支予算書(決算書)の附表)

1) OJT研修計画(実績)

事業体名										
研修生数										
区分		日数	人数	金額	日数	人数	金額	日数	人数	金額
指導員										
機械 借上	○○○○○									
総事業費										

1 機械借上は、別表4の機械借上別に記載すること

2) 事務経費

項目	金額(円)	備考
計		

注) 項目欄は、人件費、旅費、役務費等を記載すること

[第3 新規就業者等技術習得支援事業関係]  
(第2号様式)

年 月 日

林業労働力調査に関する照会  
( 年度新規就業者等技術習得支援事業関係)

岐阜県林政部長 様  
(森林経営課)

住所  
氏名

標記のことについて、事業を実施するにあたり、下記の事業体が林業労働力調査への報告実績があるか照会します。

記

1 事業体名

事業体名	助成する研修内容	備考

[第3 新規就業者等技術習得支援事業関係]  
(第3号様式)

年 月 日

林業労働力調査に対する協力の誓約書  
( 年度新規就業者等技術習得支援事業関係)

事業実施主体の長 様

住所  
氏名

標記の件について、 年度の助成金を受けるにあたり、県が実施する林業労働力調査に協力することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

発行責任者：

連絡先：

[Ⅱ 労働安全衛生対策 第1 林業労働安全衛生総合対策事業関係]  
(第1号様式)

労働安全衛生管理体制整備事業

1 安全巡回指導活動実施計画書

地域名	所要経費 (円)	経費積算の基礎	巡回指導事業体数				指導 員数 (人)	点検 日数 (日)	備考
			造林関係	素材生産 関係	製材関係	計			
			( )	( )	( )	( )			
小計			( )	( )	( )	( )			
事務費									
計									

巡回指導事業体数の( )書きは延べ数を記入

2 収支予算書

事業区分	収入の部			支出の部 予算額	備考
	予算額	財源内訳			
		県補助金	その他		
	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日

[Ⅱ 労働安全衛生対策 第1 林業労働安全衛生総合対策事業関係]  
(第2号様式)

労働安全衛生管理体制整備事業

1 安全巡回指導活動実績書

地域名	所要経費 (円)	経費算出の基礎	巡回指導事業体数				指導 員数 (人)	点検 日数 (日)	備考
			造林関係	素材生産 関係	製材関係	計			
			( )	( )	( )	( )			
小計			( )	( )	( )	( )			
事務費									
計									

巡回指導事業体数の( )書きは延べ数を記入

2 収支決算書

事業区分	収入の部			支出の部 決算額	備考
	決算額	財源内訳			
		県補助金	その他	円	
	円	円	円	円	
計					

3 事業完了年月日

### 第3章 連絡調整等

県は、本対策を円滑かつ効果的に実施するため適切な助言、指導、必要な資料の提供その他の援助を行うとともに職業安定機関、労働局、労働基準監督署、森林管理局・署、地方農政局、市町村及び林業関係団体と密接な連絡調整を図るほか林業労働対策の対象となる事業者及び労働者の意見が十分反映されるよう配慮し、現地の実態に即して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4章 補助金の履行確認

この要領に定める補助金等の履行確認の方法は、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号）によるものとする。

### 第5章 その他

事業の実施にあたり、国等の補助金を活用する場合にあつては、その定めを準用して事業の実施を行うものとする。

なお、事業の着手にあつては、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は必要性を十分検討したうえで、その理由を具体的に付して次の様式により岐阜県知事に提出するものとする。

(第5章 様式)

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
事業主体名  
代表者氏名

年度 事業交付決定前着手届

年度 事業について、補助金交付決定前に着手したいので、別記条件を  
了承のうえ、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業費
- 2 着手予定年月日
- 3 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担する。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てない。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わない。

**附則**

この要領は、令和8年度事業から適用する。